



福井労働局発表
平成28年11月8日(火)

【照会先】

福井労働局職業安定部職業安定課

課長 坂下 正機

課長補佐 森下 歩

電話 0776-26-8609 (内線 5202)

報道関係者 各位

若狭町と福井労働局との雇用対策協定の締結について

このたび、若狭町（森下^{もりしたゆたか}裕町長）と福井労働局（早木^{はやきたけお}武夫局長）は、「若狭町総合戦略」に掲げる「次世代の定住を促進する」及び「若い世代が住みたくなる地域をつくる」等に係る施策を国と町が相互に密に連携して行い、「若狭町の人口減少に立ち向かう」ことを目的として、嶺南地域の町では初めて「雇用対策協定」を締結することとなりました。

つきましては、雇用対策協定の締結式を下記のとおり執り行いますので、ご案内いたします。

記

- 1 日時 平成28年11月11日(金) 14時～
- 2 場所 若狭町三方庁舎 第3会議室
- 3 出席者 町長、副町長、政策推進課長、福祉課長、
労働局長、労働局職業安定部長、敦賀公共職業安定所長 等
- 4 その他 協定内容等詳細は別添のとおり

◎記者提供資料

【表題】

若狭町と福井労働局との雇用対策協定の締結について

【目的】

若狭町が若者の働く場所の確保や地域産業を担う人材の確保と育成等に取り組むとともに、福井労働局が求職者の求める職種と企業の求める人材のミスマッチ解消等に取り組み、若狭町が先に策定した「若狭町総合戦略」に掲げる「次世代の定住を促進する」、「若い世代が住みたくなる地域をつくる」及び「わかさの資源で産業を元気にする」等に係る対策を実施することで、相互に連携を密にして「若狭町の人口減少に立ち向かう」ことを目的としています。

【協定の主な内容】

- 1 「若狭町総合戦略」に掲げる「次世代の定住を促進する」及び「若い世代が住みたくなる地域をつくる」等に係る施策を若狭町と福井労働局が総合的、効果的かつ一体的に推進します。
- 2 具体的な取組み内容等については、若狭町と福井労働局で組織する運営協議会で協議・策定します。
- 3 施策の推進にあたっては、その円滑な推進に向け、相互が必要な人員や経費等の確保に努めるほか、相互に必要な要請を行えることとしています。

【協定のメリット】

- 1 地域の雇用問題について、国と自治体が連携・協力して取り組む課題が整理でき、共通認識を持つことができること。
- 2 上記の課題に対して、国と自治体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にして、各種の対策を一体的に実施することができること。
- 3 協定で定めた事項を達成するために、国と自治体で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みをつくり、実務的な連携を強化できること。
- 4 協定の締結により、労働局・ハローワークの業務に自治体の意向が反映され、これまで以上に密な連携を図れること。

【協定締結状況】

全国では、平成28年10月末現在、108自治体（37都道府県、64市、6町、1村）と全国の各労働局が雇用対策協定を締結しています。

また、福井県内の自治体では、13例目で、都道府県単位では全国最多となります。

【雇用対策法の改正】

国と地方自治体の連携策の一手法として「雇用対策協定」を締結していましたが、雇用対策法が改正され8月20日から施行されたことに伴い、「雇用対策協定」は当該法律に基づくものとして位置付けられています。